

保険・年金 フォーカス

EUソルベンシー II における LTG 措置 等の適用状況とその影響(3) — EIOPA の報告書の概要報告 —

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

前回までの 2 回のレポートでは、EIOPA(欧州保険年金監督局)が 2016 年 12 月 16 日に公表した「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2016 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2016)」¹及び 2016 年 12 月 15 日に公表した「2016 EIOPA 保険ストレステスト報告書 (2016 EIOPA Insurance Stress Test Report)」²に基づいて、EU(欧州連合)のソルベンシー II における長期保証(Long-Term Guarantees : LTG) 措置及び株式リスク措置について、全体及び措置毎・国別の保険会社の適用状況やその財政状態への影響等の分析結果について報告した。

今回のレポートは、これまでの 2 回のレポートを踏まえて、主要国を中心とした全体及び措置毎の適用状況やその財政状態への影響をまとめるとともに、併せて、会社別の状況について報告する³。

2—措置全体の国別の SCR 比率等への影響

1 | SCR 比率への影響

国別の SCR(Solvency Capital Requirement:ソルベンシー資本要件)比率への影響については、1 回目のレポート「[EUソルベンシー II における LTG 措置等の適用状況とその影響\(1\) — EIOPA の報告書の概要報告 —](#)」の 6-4 を再掲する。

MA(マッチング調整)、VA(ボラティリティ調整)、TRFR(リスクフリー金利に関する移行措置)、TTP(技術的準備金に関する移行措置)のうちの少なくとも 1 つの措置を使用している会社ベースで、措置の非適

¹ EIOPA のプレス・リリース資料

https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/2016-12-16%20LTG%20Report_final.pdf

² EIOPA のプレス・リリース資料

https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/2016-12-15%20Insurance%20Stress%20Test%20ResultsFinal_Final.pdf

³ 以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPA の「長期保証措置と株式リスクに対する措置に関する報告書 2016」及び「2016 EIOPA 保険ストレステスト報告書」からの抜粋及び必要に応じて筆者が付け加えた分析数値である。

用による SCR 比率への影響は、以下の図表の通りとなる。

EEA（欧州経済地域）全体では、SCR 比率は、適用前の 193%から 121%に 72%ポイント低下する（因みに、ストレステストのサンプルベースでは、196%から 136%に 60%ポイント低下する）。

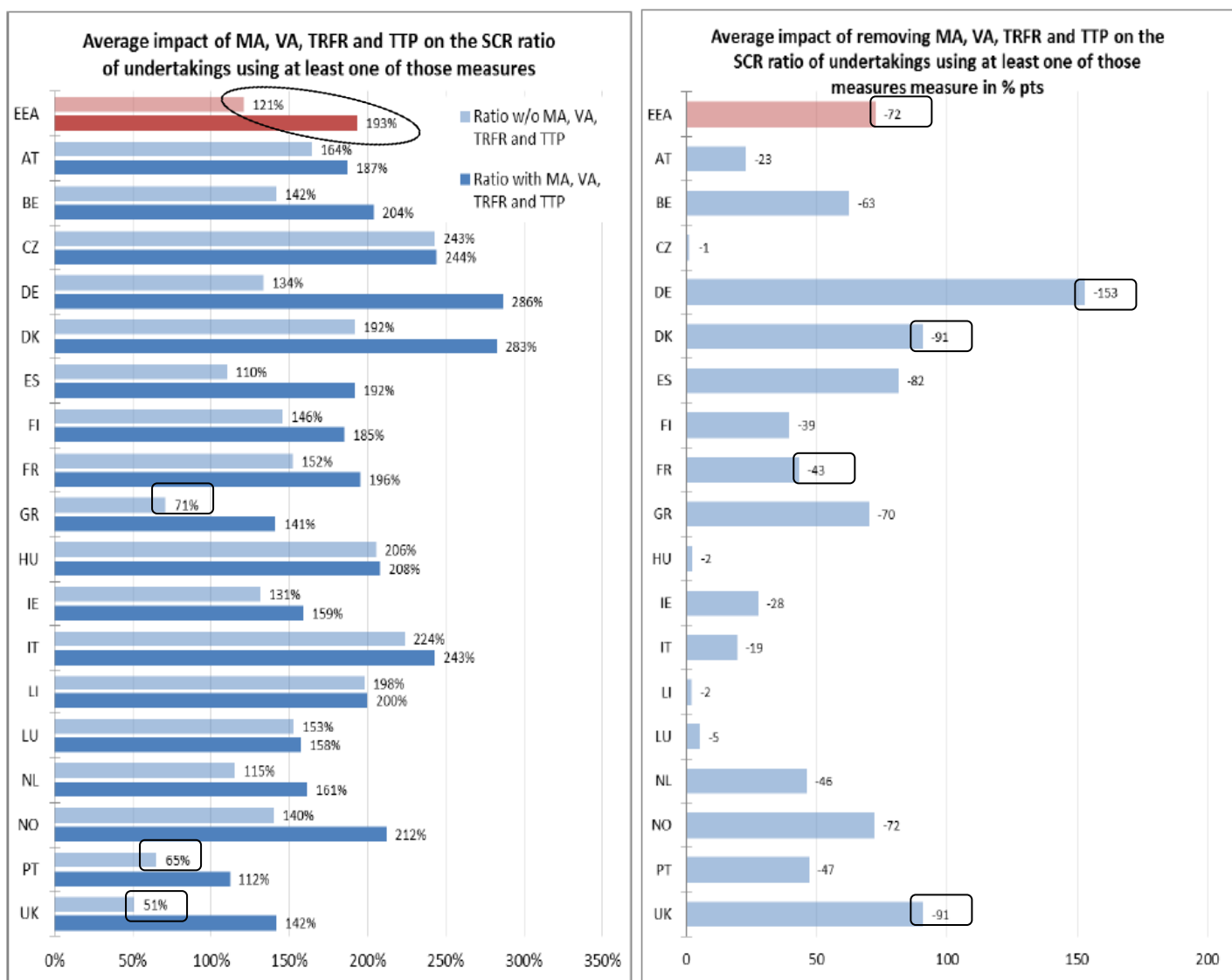
これを国別に見てみると、低下する「%ポイント」が最も大きいのはドイツで、286%から 134%に 153%ポイント低下する。次が英国とデンマークで、英国は 142%から 52%に 91%ポイント低下し、デンマークは 283%から 192%に 91%ポイント低下する。

一方で、フランスは 196%から 152%に 43%ポイント低下、イタリアは 243%から 224%へとわずか 19%ポイントの低下に留まっている。

影響度を割合で見ると、英国が 142%から 52%へと、適用時の 37%の水準に低下して、最も大きな影響を受けている。続いて、ギリシャで 141%から 71%に 50%の水準に低下する。

なお、英国とギリシャとポルトガルの SCR 比率は、各種措置の非適用ベースでは、100%を下回っている。特に、英国の各種措置の非適用ベースの SCR 比率は 51%と加盟国中の最低水準となる。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも1つの措置を使用している会社の SCR 比率に対する平均的影響

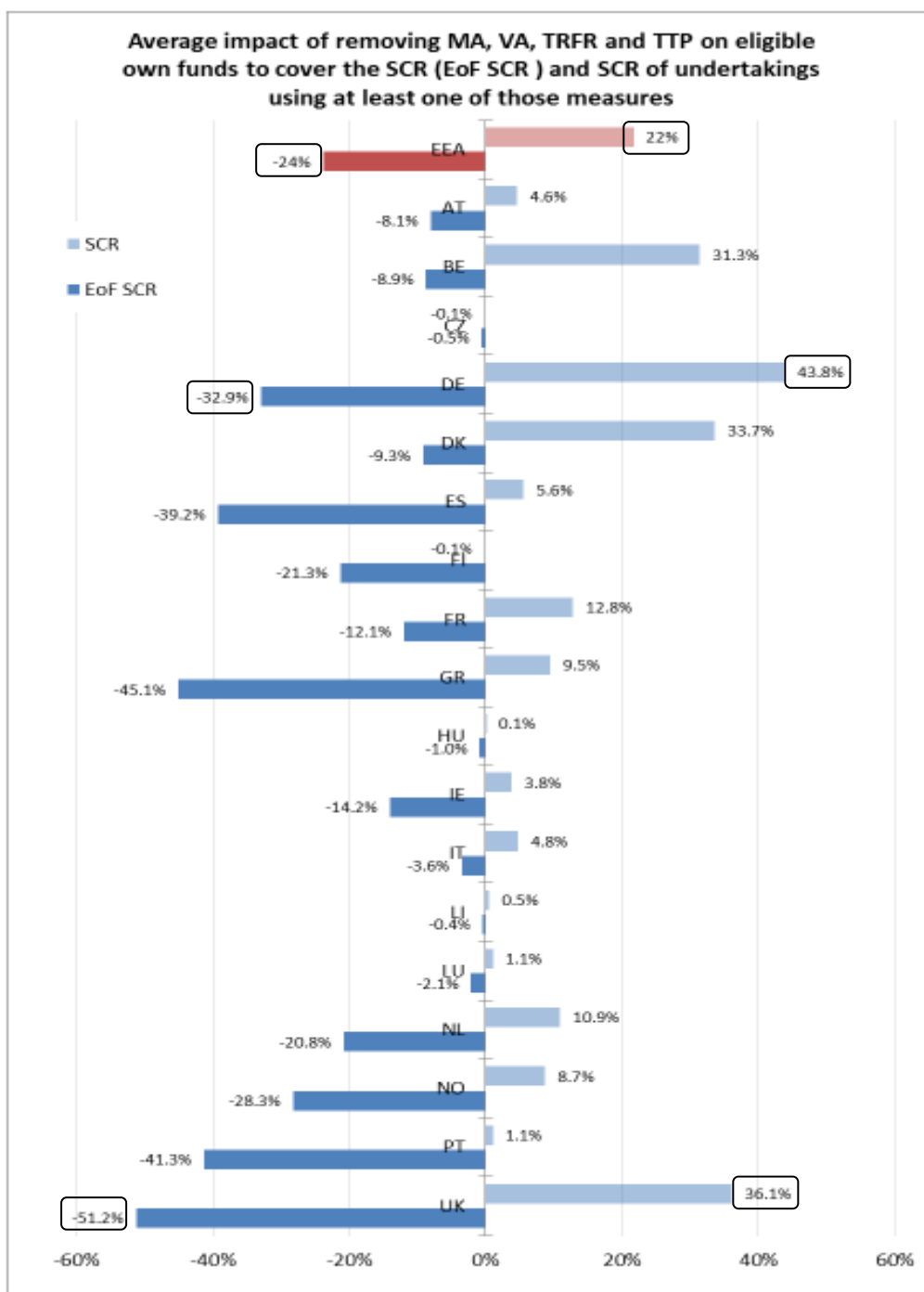


2 | SCR 及び適格自己資本への影響

SCR 及び適格自己資本 (Eligible Own Funds : EOF) への影響については、少なくとも1つの措置を使用している会社ベースで、国別に以下の図表の通りとなっている。

各種措置を非適用とした場合、EEA 全体では、SCR は 22%増加し、適格自己資本は 24%減少する。国別に見た場合、ドイツや英国が、SCR も適格自己資本も大きな影響を受けている。

図表 MA、VA、TRFR、TTPの少なくとも1つの措置を使用している会社のSCR及び適格自己資本(EOF)に対する平均的影響



3—措置全体の会社別の SCR 比率等への影響

1 | SCR 比率への影響

(1)ドット分布

以下の図表は、MA、VA、TRFR、TTP の適用前後の SCR 比率を会社別にドットしたものである。

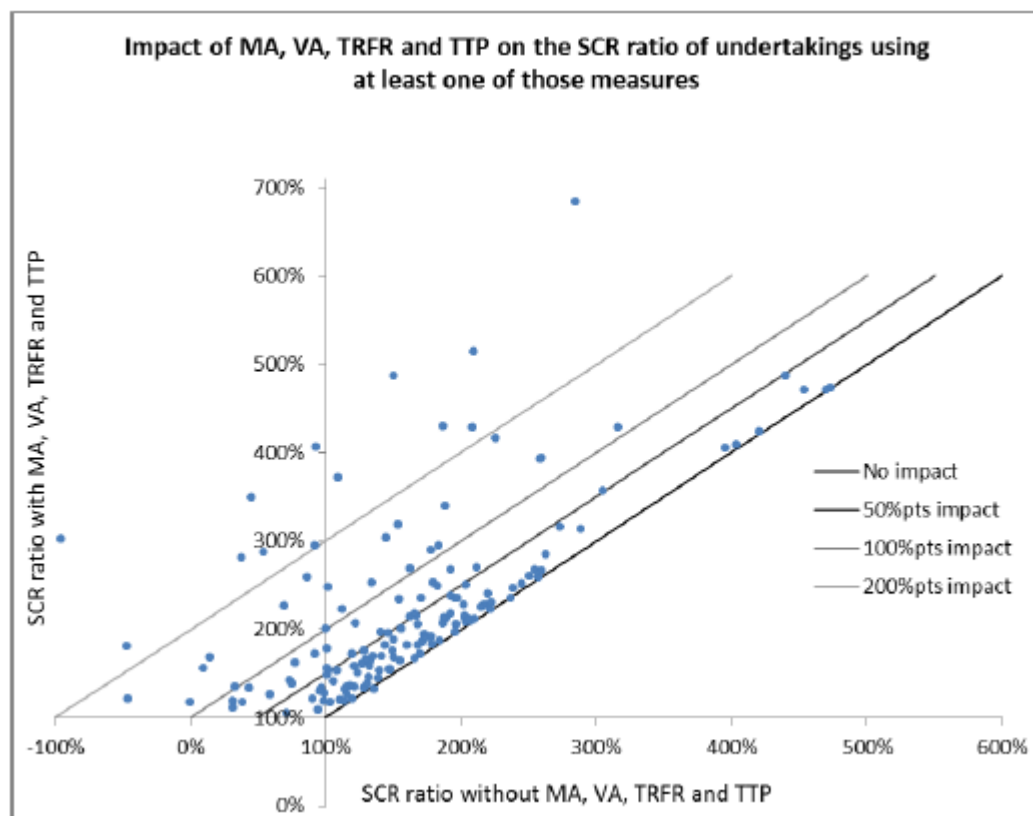
斜線が適用前後の影響度を表す 0%ポイント、50%ポイント、100%ポイント、200%ポイントのラインを示している。

これによれば、全ての会社が0%ポイントラインの上であり、このことはある意味で当然のことであるが、各種措置の適用で全ての会社が SCR 比率を低下させておらず、基本的には殆どの会社が SCR 比率を上昇させている。

多くの会社が 0%ポイントラインと 50%ポイントラインの間にあることから、上記措置の適用による影響がほぼプラスの 50%ポイントに収まっていることを示している。

なお、この図表からわかるように、各種措置の適用後では全ての会社の SCR 比率が 100%以上であるが、適用前ではいくつかの会社が 100%を下回っている。さらに、3つの会社は SCR 比率がマイナスで、マイナスの自己資本となっている。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも1つの措置を使用している会社の SCR 比率に対する影響



(2)棒グラフ分布

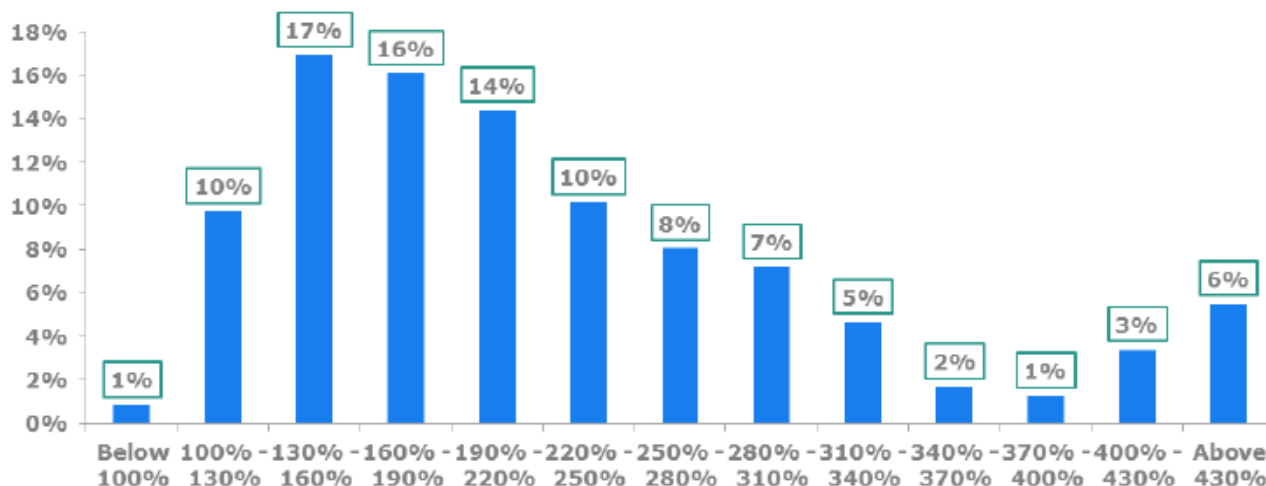
「2016 EIOPA 保険ストレステスト報告書 (2016 EIOPA Insurance Stress Test Report)」によれば、ストレステストのサンプルベースで、措置の非適用による SCR 比率への影響については、措置

の適用前後の会社数分布は、以下の図表の通りとなっている。

各種措置適用ベースでは、ストレステスト参加会社の平均 SCR 比率は 196% となり、7 割以上の会社が 160% 以上の SCR 比率となっている。

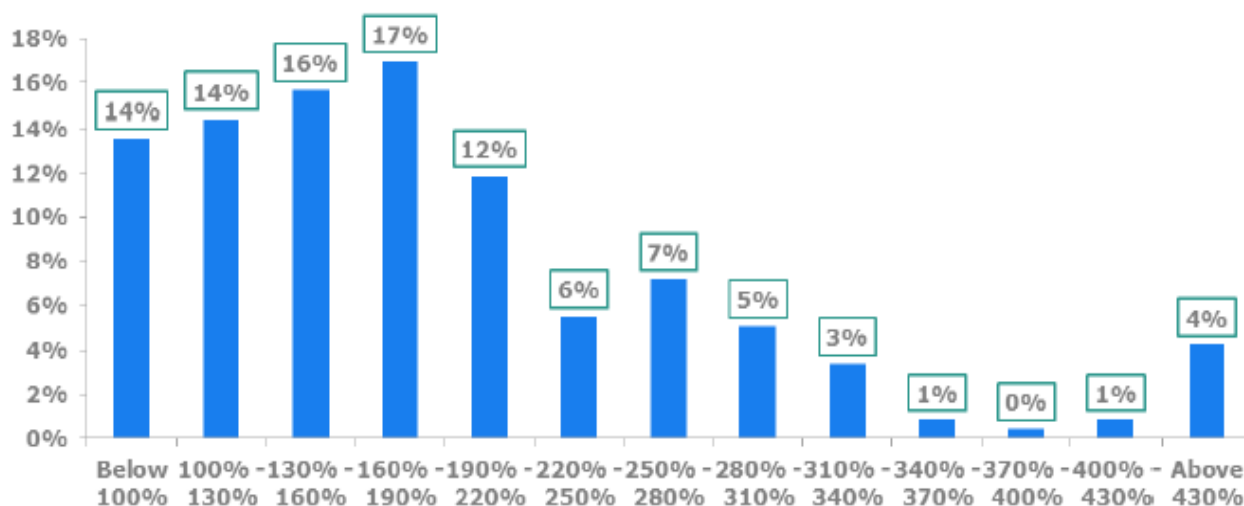
SCR 比率が 100% を下回ったのは 2 社で、サンプル会社の総資産の 0.02% にすぎない。

図表 SCR 比率の会社数分布（各種措置適用ベース）



一方で、各種措置非適用ベースでは、全体の SCR 比率は 136% に低下し、100% を下回る SCR 比率となる会社の割合は、32 社でサンプルの 14%、総資産の 26% に増加する。

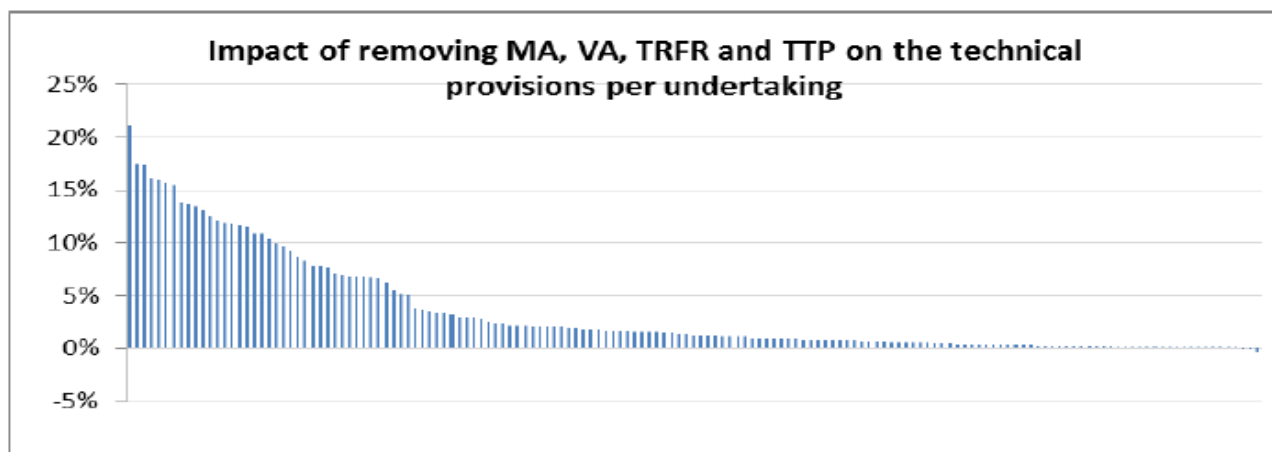
図表 SCR 比率の会社数分布（各種措置非適用ベース）



2 | 技術的準備金への影響

下記の図表は、各種措置の非適用による技術的準備金への影響を会社毎に並べたものである。影響度は、会社毎に大きく異なっており、幅広い分布状況となっている。

図表 各種措置の非適用による技術的準備金への影響（会社毎）



4—主要国の各措置適用状況（適用会社及び SCR 比率への影響等）

この章では、これまでの措置別の適用状況を、あらためて主要国についてまとめて報告する。

1 | 適用状況（会社数）

措置別の適用会社数を、主要国についてまとめると、以下の図表の通りとなる。

これによれば、

- ・ドイツの会社は VA と TTP を幅広く適用している。
- ・英国とスペインの会社は、MA または VA と TTP を幅広く使用している。
- ・フランスの会社は、VA を幅広く使用している。
- ・イタリアとオランダの会社は、VA のみを使用している。

となっており、主要国間でも各国の保険市場特性や監督当局の方針等を反映して、各種措置の適用状況が異なっている。

主要国の措置適用状況（会社数）

	MA	VA	TTP	TRFR	DBER	SCR要件を満たしていない会社
ドイツ	—	83	57	1	—	3
スペイン	15	86	22	—	—	4
フランス	—	217	7	1	1	7
イタリア	—	92	—	—	—	8
オランダ	—	53	—	—	—	1
英国	23	28	28	—	—	6
EEA	38	852	154	5	1	74

2 | SCR 比率への影響

各措置による SCR 比率への影響を、主要国についてまとめると、次ページの図表の通りとなる。

各措置適用による影響は、それぞれの措置を適用している会社の影響を示しており、合計数値は少なくとも1つの措置を適用している会社の影響を示しているため、各措置の影響の和が合計の影響になっているわけではない。これによれば、

- ・ドイツにおける TTP の影響が際立っている。

- ・英国やスペインは、MAとTTPによる恩恵を大きく受けている。
- ・これらの3カ国に比して、フランス、イタリア、オランダは相対的に措置適用による恩恵をあまり受けていない。

ただし、MAやVAのようないわゆる狭義のLTG措置と、TRFRやTTPのような移行措置とは、その意味合いが異なっており、これらを分けて、その影響を考えていく必要がある。

主要国の各措置適用によるSCR比率への影響(まとめ)

	SCR比率 (措置適用前)	各措置適用による影響(%ポイント)					合計	SCR比率 (措置適用後)
		MA	VA	TTP	TRFR	DBER		
ドイツ	134%	—	85	223	N.A.	—	153	286%
スペイン	110%	90	11	64	—	—	82	192%
フランス	152%	—	29	41	N.A.	N.A.	43	196%
イタリア	224%	—	19	—	—	—	19	243%
オランダ	115%	—	46	—	—	—	46	161%
英国	51%	67	6	38	—	—	91	142%
EEA	121%	70	34	68	52	N.A.	72	193%

この図表によれば、主要国の間では、措置適用前では、イタリアが224%という高水準を維持している一方で、英国が51%とかなりの低水準となることが注目される。ただし、これが各国の保険会社のソルベンシー水準の真の差異を表しているとは限らないことには注意が必要である。

これらの措置の適用の有無以外に、各種リスク(ソブリンリスク等)の評価手法の問題等もあり、単純には比較できない。こうした点も考慮した上での、真のソルベンシー状況については、各国の保険市場や資産運用市場、さらには各社のリスク・プロファイル等の特性を踏まえた上で判断していく必要がある。

3 | 技術的準備金への影響

技術的準備金への影響については、以下の図表の通りとなる。

この図表で、各措置適用による影響は、それぞれの措置を適用している会社の影響を示している。さらに、合計数値は、ストレステストのサンプルベースの数値を示しているため、両者は直接的には関係していない。

ただし、この表によれば、技術的準備金への影響は、TTPが最も大きなものとなっている。

主要国の各措置適用による技術的準備金への影響(まとめ)

	各措置適用による影響(%)					(参考)合計
	MA	VA	TTP	TRFR	DBER	
ドイツ	—	0.8	13.2	N.A.	—	4.2
スペイン	5	0.7	7.6	—	—	6.6
フランス	—	0.5	8.6	N.A.	N.A.	1.3
イタリア	—	0.6	—	—	—	0.6
オランダ	—	1.9	—	—	—	1.9
英国	3	0.6	2.6	—	—	5.7
EEA	3	0.8	5.0	0.9	N.A.	2.8

5—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の報告書に基づいて、ソルベンシー II における欧州保険会社の LTG 措置や株式リスク措置の適用実態とその財政状態に与える影響について、主要国を中心とした各措置の適用状況やその影響をまとめるとともに、会社別の状況について報告した。

全体としてみた場合に、各種措置の適用による影響は、英国、ドイツ、スペインのように影響度が大きな国々と、フランス、イタリアのように比較的影響度が小さな国々に分かれている。その影響度の内訳も、狭義の LTG 措置によるものと移行措置によるものとの、状況が異なっている。

改めて、表面的な SCR 比率のみを比較することが必ずしも適切でなく、どの措置（狭義の LTG 措置や移行措置）を適用しているのか、その他の SCR 比率を算出するための各種リスク評価の考え方がどのようになっているのか等を考慮した上で、数値を判断していくことが重要であると認識させられる結果となっている。

次回の 4 回目のレポートでは、「LTG 措置や株式リスク措置が会社の財政状態以外に与える影響」や「措置を使用するための承認プロセス」について報告する。

以 上